公衆浴場業の手引き



八戸市保健所衛生課

1. 公衆浴場について

公衆浴場とは

公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

業として公衆浴場を経営しようとする者は、保健所長の許可を受けなければなりません。

公衆浴場の種類

公衆浴場は、その営業形態に応じて一般公衆浴場とその他公衆浴場に分類されます。

〇一般公衆浴場

温泉等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいいます。

一般公衆浴場には、物価統制令による料金上限や適正配置の基準が適用されます。

〇その他公衆浴場

構造設備及び営業形態が一般公衆浴場と著しく異なる特別の事情がある公衆浴場で、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ① サウナ風呂 ※岩盤浴、赤外線ドームはこちらに該当します。
- ② 老人福祉センター(老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターをいう)に設置される老人のみを対象とした公衆浴場
- ③ スポーツ施設に設置される当該施設の利用者のみを対象とした公衆浴場
- ④ 工場、事業場が従業員の福利厚生のために設置する公衆浴場
- ⑤ 家族風呂 ※貸切風呂はこちらに該当します。
- ⑥ 露天風呂
- ⑦ 健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)第2条第2号に規定する施設として同規程第3条第1項に規定する認定を受けた施設
- ⑧ 熱気、砂、おがくず等を使用する公衆浴場 ※よもぎ蒸しはこちらに該当します。
- ⑨ 相当規模の保養、娯楽、健康増進等のための施設を設置する公衆浴場等であって、市長 が一般公衆浴場に該当しないと認めたもの

11. 公衆浴場の営業許可の取得について



1 事前相談

申請場所、構造設備について図面等を持参の上ご相談ください。 また、保健所以外に申請等が必要な場合もありますので関係機関にご確認ください。

主な関係機関

用務	担当部局	電話番号
建物の建築・用途	建築指導課(八戸市庁別館6階)	0178-43-9438
消防設備等	消防本部予防課	0178-44-2133
下水道区域	下水道建設課(下水道事務所)	0178-44-8253
浄化槽の設置	環境保全課(八戸市庁別館6階)	0178-43-9107

② 申請手続き (営業開始日の2週間前を目安に)

[必要な書類]

- 〇一般公衆浴場・その他公衆浴場共通
 - 1 公衆浴場営業許可申請書
 - 2 構造設備の仕様書
 - 3 施設の配置図、平面図及び断面図(縮尺 200 分の 1 以上)
 - 4 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し

〇一般公衆浴場のみ必要

最寄りの一般公衆浴場との距離実測図※(測量士又は測量士補が作成したもの)※一般公衆浴場の場合、最寄りの一般公衆浴場との距離は290m以上必要です。

○その他公衆浴場のみ必要

営業形態の概要を記載した書類※入浴料金、予約のみか、男性(女性)専用か、施術の流れ等

[申請手数料]

22,000円

申請書の様式は、 市 HP からダウンロードできます。





3 現地調査

- 公衆浴場の許可を受けるには、種類に応じた構造基準を満たさなければなりません。
 - 一般公衆浴場の場合 : 一般公衆浴場の構造基準
 - その他公衆浴場の場合:その他公衆浴場の構造基準(共通) + その他公衆浴場の構造基準(種類毎)
- 施設が構造基準を満たしているか確認するため、職員が現地調査を行います。

< 一般公衆浴場の構造基準 >

区分	内 容
1 出入口	(1) 出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入ることができない構造であること。 (2) 出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
2 脱衣室	 (1) 開放窓(はえ、蚊等の侵入を防ぐための網戸等を備えた開放できる窓をいう。以下同じ。)又は換気設備を設けること。 (2) 入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 (3) 洗面設備を設けること。 (4) 洗面設備が水飲み場として兼用することができない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等の入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 (5) 浴室との仕切りの相当部分は、浴室内を容易に見通すことができる構造とすること。 (6) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 (7) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
3 浴 室	 (1) 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 (2) 浴槽は、上縁の高さを洗い場の床面から O.3 メートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造の浴槽又は常時水をあふれさせる状態で使用される浴槽については、この限りでない。 (3) 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (4) 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (5) 天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 (6) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 (7) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 (8) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
4 便 所	(1) 入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 (2) 開放窓又は換気設備を設けること。 (3) 流水式の手洗い設備を設けること。 (4) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。 (5) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
5 附帯 露天風呂	(1) 洗い場を設けないこと。 (2) 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。
6 附帯 サウナ室	(1) 適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 (2) 床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 (3) 入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 (4) 室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 (5) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。
7 屋外 排水設備	排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止することができる構造とすること。

< その他公衆浴場の構造基準(共通) >

区分	内 容
1 出入口	① 出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入ることができない構造であること。 ② 出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
2 脱衣室	 ① 洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ② 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、家族風呂にあっては、この限りでない。 ③ 開放窓(はえ、蚊等の侵入を防ぐための網戸等を備えた開放できる窓をいう。以下同じ。)又は換気設備を設けること。 ④ 入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ⑤ 洗面設備が水飲み場として兼用することができない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等の入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
3 便 所	① 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、家族風呂の客室ごとに便所を設ける場合にあっては、この限りでない。② 入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。③ 開放窓又は換気設備を設けること。④ 流水式の手洗い設備を設けること。⑤ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
4 屋外排水設備	排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止することができ る構造とすること。

< その他公衆浴場の構造基準(種類毎) >

①サウナ風呂

	区分	内 容	
1	サウナ室	① 適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。② 床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。③ 入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。④ 室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。⑤ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。	
2	洗い場	① 開放窓又は換気設備を設けること。② 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。③ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。④ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。⑤ 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。	

②老人福祉センター ③スポーツ施設 ④福利厚生施設 ⑤家族風呂

区分	内 容
浴室	 ① 浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとすること。 ② 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、家族風呂にあっては、この限りでない。 ③ 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 ④ 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ⑤ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ⑥ 天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 ⑦ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ⑧ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。

⑥露天風呂

	O 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	区分	内 容	
1	浴槽	① 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。	
2	洗い場	① 屋内に設けること。② 開放窓又は換気設備を設けること。③ 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。④ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。⑤ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。⑥ 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。⑦ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。	

⑦ 健康増進を目的とする施設(クアハウス等)

区分	内。容	
	① 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただ	
	し、水着を着用して入浴する浴室は、この限りでない。	
1 浴室	② 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。ただし、水着を着用し	
(洗い場を設	て入浴する浴室は、この限りでない。	
ける浴室を除	③ 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。	
く。) ④ 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。		
	⑤ 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。	
	⑥ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。	
	⑦ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。	
	① 開放窓又は換気設備を設けること。	
	② 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。	
2 洗い場	③ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。	
	④ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。	
	⑤ 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。	
	⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。	

⑧ 砂、おがくず等を使用する公衆浴場

区分	内 容
洗い場	① 開放窓又は換気設備を設けること。 ② 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ③ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ④ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ⑤ 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。 ⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。

附帯設備 ※以下の設備を設ける場合

או אם.ם. הוא	用 	の政権を改ける場合
区	分	内 容
設	い場に 置する 帯浴槽	① 浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとすること。
2 附 露	帯 天風呂	① 洗い場を設けないこと。② 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。
3 附 サ	帯 ウナ室	 ① 適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ② 床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ③ 入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ④ 室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ⑤ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ⑥ サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
4 附 家	帯族風呂	 ① 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 ② 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ③ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ④ 天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 ⑤ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。 ⑦ 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。 ⑧ 浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとすること。
くず	、おが 等を使 る附帯 設備	砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済み若しくは洗浄済みのものと交換すること。

Ⅲ. 営業開始してから必要なこと(衛生管理)



< 一般公衆浴場の衛生管理 >

- ① 浴槽水、その原水及び上がり用水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- ② 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
- ③ 入浴者が利用する給水栓の水が飲用に適するかどうかを入浴者が見やすい場所に表示すること。
- ④ 脱衣室及び浴室は、脱衣及び入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- ⑤ 入浴者が利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- ⑥ 出入口、脱衣室、浴室(浴槽を除く。)、便所、廊下、洗いおけ、腰掛け等は、1日に1回以上清掃し、 又は洗浄するとともに、適宜消毒を行うこと。
- ⑦ 入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは、未使用のもの又は消毒済みのものを用いること。
- ⑧ 入浴者に貸与するかみそりは、未使用のものを用いること。
- ⑨ 浴室に使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えるとともに、使用済みのかみそりが放置されたままにしないこと。
- ⑩ ねずみ、衛生害虫等の防除措置を十分に行うこと。
- ① 従業者には、常に清潔な衣服を着用させること。
- ⑫ 入浴者の衛生及び風紀に係る責任者を置き、随時巡回させること。
- ③ 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- ⑭ 附帯サウナ室にあっては、入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。

< その他公衆浴場の衛生管理(共通) >

- ① 上がり用水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- ② 入浴者が利用する給水栓の水が飲用に適するかどうかを入浴者見やすい場所に表示すること。
- ③ 脱衣室は、脱衣に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- ④ 入浴者が利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- ⑤ 出入口、脱衣室、浴室(浴槽を除く。)、便所、廊下、洗いおけ、腰掛け等は、一日に一回以上清掃し、 又は洗浄するとともに、適宜消毒を行うこと。
- ⑥ 入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは、未使用のもの又は消毒済のものを用いること。
- ⑦ 入浴者に貸与するかみそりは、未使用のものを用いること。
- ⑧ 浴室等入浴者が利用しやすい場所に使用済のかみそりを廃棄するための容器を備えるとともに使用済のかみそりが放置されたままにしないこと。
- ⑨ ねずみ、衛生害虫等の防除措置を十分に行うこと。
- ⑩ 従業者には、常に清潔な衣服を着用させること。
- ① 男女を混浴させないこと。ただし、7歳未満の者並びに家族風呂及び水着を着用して入浴する公衆浴場 (健康増進施設認定規定に規定する施設)にあっては、この限りでない。

< その他公衆浴場の衛生管理(種類毎) >

1	サウナ風呂	① 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。 ② サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当 な位置に温度計を設けること。
② ③ ④ ⑤	老人福祉センター スポーツ施設 福利厚生施設 露天風呂	① 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。 ② 浴室は、入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。 ③ 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
6	露天風呂	① 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。 ② 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。 ③ 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
7	健康増進を目的と する施設 (クアハウス等)	① 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。 ② 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。 ③ 浴室は、入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
8	砂、おがくず等を 使用する公衆浴場	① 砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済み若しくは洗浄済みのものと交換すること。② 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

Ⅲ-2 レジオネラ症対策について



○レジオネラ症とは

 $\overline{(7)}$

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌が原因で発生する感染症です。症状は発熱、肺炎などで、高齢者など抵抗力が弱い人は重症化するリスクが高いので注意が必要です。

○レジオネラ症の感染経路

レジオネラ属菌は、自然界(土壌、河川など)に生息している菌ですが、入浴設備等の人工的な水環境の中で多量に繁殖し、レジオネラ属菌を含むエアロゾル(細かい水滴)を吸い込むことでレジオネラ症に感染します。

○レジオネラ症の発生を予防するために

レジオネラ症を防ぐためには、設備を適切に維持管理し、レジオネラ属菌を「発生させない」、「増やさない」、「吸い込まない」ことが重要となります。

レジオネラ症の発生予防については、以下の事項(①~⑪)を遵守してください。

- ① 浴槽水及び給水栓の原水は、規則で定めるレジオネラ属菌に係る水質基準に適合したものとすること。
 - | 貯湯槽(原水を貯留する設備をいう。以下この号において同じ。)を設置している場合は、次のいず | れかの措置を講ずること。
- ② (ア) 貯湯槽内の水の温度を60度以上に保つこと。
 - (イ) 貯湯槽内の水を消毒すること。
 - (ウ) 貯湯槽内の清掃及び消毒を適宜行うこと。

浴槽水について次のいずれかの措置を講ずること。ただし、循環式浴槽 (浴槽水をろ過器を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下この号において同じ。) 以外の浴槽であって、常時水をあふれさせる状態で使用し、かつ、毎日消毒するものに係る浴槽水にあっては、この限りでない。

- ③ (ア)浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を適宜測定すること。この場合において、当該浴槽水が循環式浴槽に係る浴槽水であるときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入し、又は投入すること。
 - (イ) オゾン殺菌その他の規則で定める方法により消毒を行うこと。
- ④ 浴槽水は、1日に1回以上(循環式浴槽に係る浴槽水にあっては、1週間に1回以上)換水すること。
- ⑤ 浴槽(⑥に規定するろ過器及び配管を除く。)は、1日に1回以上(循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上)清掃し、適宜消毒を行うこと。
- ⑥ 循環式浴槽に係るろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上高濃度の塩素その他の適当な薬剤を含む水により十分に洗浄すること。
 - 浴槽水は、規則で定める方法により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を行うこと。
 - (ア) 浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 1年に1回以上
 - (イ)浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に1回以上(気泡発生装置等微小な水粒を発生させる装置を浴槽に設置している場合にあっては、3月に1回以上)
 - (ウ) 浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 3月に1回以上
- ⑧ 浴槽水を浴室(浴槽を除く。)に備え付けられた給水栓に供給している場合は、規則で定める方法により、3月に1回以上当該給水栓から供給される水のレジオネラ属菌に係る水質検査を行うこと。
- ⑨ ⑦及び®の規定による水質検査により、①の規則で定めるレジオネラ属菌に係る水質基準に適合しないことが判明したときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- ⑩ 貯湯槽及び配管は、1年に1回以上生物膜の有無を点検し、生物膜があった場合は、その除去を行うこと。
- ②から⑩までの規定による措置等の状況を記録し、その記録を3年間保管すること。

レジオネラ症の発生予防対策について、市ホームページに「事業者のための レジオネラ症予防対策の手引き」などを掲載していますので、ご覧ください。

○市ホームページ (レジオネラ症の発生予防について)

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html

(八戸市 HP)



< 水質基準(一般・その他共通) >

浴槽水、浴槽水の原水、上がり用水(洗い場の給水栓やシャワーから供給する水)は、以下の基準に適合した ものでなければなりません。

E /\	上、所 甘 滩
区分	水質基準
	ア 濁度は、5度を超えないこと。
	イ 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸
	又はその塩を用いて消毒している等の理由により市長が有機物(全有機炭素
	(TOC)の量)の測定結果を適用することが適当でないと認めたときは、
	(イ)に適合したものであること。
1 浴槽水	(ア)有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、1リットルにつき8ミリグラム
	を超えないこと。
	(イ)過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき 25 ミリグラムを超え
	ないこと。
	ウ 大腸菌は、一ミリリットルにつき一コロニー形成単位以下であること。
	エレジオネラ属菌が検出されないこと。
	ア 色度は、5度を超えないこと。
	イ 濁度は、2度を超えないこと。
	ウ p H 値は、5.8 以上 8.6 以下であること。
	エ 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸
	又はその塩を用いて消毒している等の理由により市長が有機物(全有機炭素
2 浴槽水の	(TOC)の量)の測定結果を適用することが適当でないと認めたときは、
原水及び上	(イ)に適合したものであること。
がり用水	(ア)有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、1リットルにつき3ミリグラム
	を超えないこと。
	(イ)過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき 10 ミリグラムを超え
	ないこと。
	オー大腸菌は、検出されないこと。
	カレジオネラ属菌が検出されないこと。

※温泉等を使用する場合

第1号ア及びイ並びに第2号アからエまでに定める水質基準の全部又は一部により難く、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、当該基準によらないことができる。

〔 浴槽水(飲用水)に温泉を利用する場合に必要な手続 〕 ——

○温泉法について

温泉法は、温泉によってもたらされる公共の福祉を確保するため、「温泉の保護」、「温泉の採取等に伴う発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」及び「温泉の利用の適正」を図ることを目的とし、必要となる許可等について定めています。

○温泉に関する各種許可について

①温泉を掘削・増掘しようとする者、②温泉を採取しようとする者は青森県知事の許可を、③温泉を公共の浴用や飲用に利用しようとする者は保健所長の許可を受ける必要があります。

	必要となる許可	問い合せ先
1	温泉の掘削・増掘	青森県庁 自然保護課 自然公園グループ
2	温泉の採取	TEL: 017-722-1111 (内線番号 6509) FAX: 017-734-8072
3	温泉の利用	八戸市保健所 衛生課 生活衛生グループ TEL:0178-38-0719 FAX:0178-38-0737

・温泉の利用許可申請について 〔申請手数料 1件につき 35,000 円〕 担息の利用許可は、担息の使用権に係る許可ではなく、担息の成分が利

温泉の利用許可は、温泉の使用権に係る許可ではなく、温泉の成分が利用に当たって衛生上有害でないかを審査し、公共の利用に供することを許可するものです。したがって、温泉の使用の方法や場所ごとに審査しますので、浴用にあっては浴室毎・泉源毎、飲用にあっては飲泉する場所毎、泉源毎の申請が必要です。

(例:男性浴室と男性露天風呂、女性浴室と女性露天風呂に温泉を利用する場合…4件の申請)

○温泉成分の再分析(10年ごと)

温泉を利用している場合、10年以内に温泉成分の再分析を実施し、その分析結果を掲示した後、保健所へ届け出る必要があります。

Ⅳ. 届出手続きについて

①変更届

届出が必要なとき	・施設の名称を変更したとき・営業者の住所を変更したとき・営業者(法人)の名称、所在地、代表者などを変更したとき・施設の構造設備を変更したとき(※)
届出書	公衆浴場営業許可申請書(公衆浴場営業承継届出書)記載事項変更届出書
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	変更した内容がわかる書類
	・法人の代表者名の変更等の場合:登記事項証明書
	• 施設構造設備変更の場合:変更後の施設図面

[※]施設の構造設備、営業者に変更がある場合は事前に保健所にご相談ください。同一性が認められないような大幅な変更がある場合には、新規の許可が必要になることがあります。

②停止(廃止)届

届出が必要なとき	営業の全部(または一部)を停止(または廃止)したとき
届出書	公衆浴場営業停止(廃止)届出書
提出期限	停止(または廃止)後 10 日以内
添付書類	営業の一部を停止(廃止)したときは、停止(廃止)後の構造設備がわかる平面図
	例:平面図に停止(廃止)部分を朱書きしたもの

③承継届

届出が必要なとき	①事業譲渡、②相続、③法人の合併、④法人の分割のいずれかにより公衆浴場の営業を
	承継したとき
届出書	公衆浴場営業承継届出書
提出期限	承継後遅滞なく
添付書類	① 事業譲渡の場合
	・営業の譲渡が行われたことを証する書類(事業譲渡契約書の写しなど)
	・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄付行為の写し
	② 相続の場合
	• 戸籍謄本(被相続人と相続人全員の関係がわかるもの)
	・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続
	人として選定された者にあっては、その全員の同意書
	③ 法人の合併の場合
	合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の定款又は寄付行為の写し
	④ 法人の分割の場合
	分割により承継した法人の定款又は寄付行為の写し

八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ

〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号

電話:0178-38-0719 FAX:0178-38-0737

E-mail eisei@city.hachinohe.aomori.jp